

令和7年第1回

豊後高田市議会定例会議案
(予算)

豊 後 高 田 市

議 案 目 次

(議 案)

第1号議案	令和7年度豊後高田市一般会計予算	1
第2号議案	令和7年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算	15
第3号議案	令和7年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算	21
第4号議案	令和7年度豊後高田市介護保険特別会計予算	25
第5号議案	令和7年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算	31
第6号議案	令和7年度豊後高田市水道事業会計予算	37
第7号議案	令和7年度豊後高田市下水道事業会計予算	41
第8号議案	令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）	45
第9号議案	令和6年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）	55
第10号議案	令和6年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）	57

第1号議案

令和7年度豊後高田市一般会計予算

令和7年度豊後高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,328,027千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		2,444,171
	1 市民税	990,923
	2 固定資産税	1,175,435
	3 軽自動車税	97,007
	4 市たばこ税	179,401
	5 入湯税	1,405
2 地方譲与税		170,777
	1 地方揮発油譲与税	34,525
	2 自動車重量譲与税	112,300
	3 森林環境譲与税	23,952
3 利子割交付金		968
	1 利子割交付金	968
4 配当割交付金		6,466
	1 配当割交付金	6,466

(単位：千円)

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割交付金		10,496
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,496
6 法人事業税交付金		45,431
	1 法人事業税交付金	45,431
7 地方消費税交付金		573,138
	1 地方消費税交付金	573,138
8 環境性能割交付金		16,310
	1 環境性能割交付金	16,310
9 地方特例交付金		17,457
	1 地方特例交付金	17,457
10 地方交付税		6,040,000
	1 地方交付税	6,040,000
11 交通安全対策特別交付金		2,271
	1 交通安全対策特別交付金	2,271

(単位：千円)

款	項	金 額
12 分担金及び負担金		63,185
	1 分担金	29,403
	2 負担金	33,782
13 使用料及び手数料		150,278
	1 使用料	112,210
	2 手数料	38,068
14 国庫支出金		2,483,523
	1 国庫負担金	1,656,946
	2 国庫補助金	818,862
	3 委託金	7,715
15 県支出金		1,470,542
	1 県負担金	709,103
	2 県補助金	688,276
	3 委託金	73,163

(単位：千円)

款	項	金 額
16 財産収入		105,054
	1 財産運用収入	105,053
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		501,300
	1 寄附金	501,300
18 繰入金		1,176,090
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	1,174,087
	3 水道事業会計繰入金	2,000
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		303,369
	1 延滞金、加算金及び過料	2,102
	2 市預金利子	125
	3 貸付金元利収入	101,328

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 雑入	199,814
21 市債		1,747,200
	1 市債	1,747,200
歳 入 合 計		17,328,027

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		165,806
	1 議会費	165,806
2 総務費		2,856,676
	1 総務管理費	2,428,555
	2 徴税費	186,785
	3 戸籍住民基本台帳費	147,669
	4 選挙費	53,255
	5 統計調査費	28,851
	6 監査委員費	11,561
3 民生費		5,303,374
	1 社会福祉費	2,960,356
	2 児童福祉費	1,936,331
	3 生活保護費	406,687
4 衛生費		1,673,188
	1 保健衛生費	538,700

(単位 : 千円)

款	項	金 額
	2 清掃費	1,134,488
5 労働費		22,386
	1 労働諸費	22,386
6 農林水産業費		1,398,584
	1 農業費	763,644
	2 農地費	408,517
	3 林業費	158,044
	4 水産業費	68,379
7 商工費		489,568
	1 商工費	489,568
8 土木費		1,576,009
	1 土木管理費	69,418
	2 道路橋りょう費	843,087
	3 河川費	105,502
	4 港湾費	29,850

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 都市計画費	15,340
	6 住宅費	99,794
	7 下水道費	413,018
9 消防費		567,719
	1 消防費	567,719
10 教育費		1,437,209
	1 教育総務費	444,498
	2 小学校費	255,799
	3 中学校費	142,985
	4 幼稚園費	114,545
	5 社会教育費	202,561
	6 保健体育費	276,821
11 災害復旧費		2,224
	1 農林水産施設災害復旧費	1,090
	2 公共土木施設災害復旧費	1,134

(単位：千円)

款	項	金 額
12 公債費		1,785,282
	1 公債費	1,785,282
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		17,328,027

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定ごみ袋作製事業委託料	令和 7 年度から令和 8 年度まで	14, 158
漁業近代化資金利子補給費補助金	令和 7 年度から令和14年度まで	243
高校生のための学びの 21 世紀塾推進事業委託料	令和 7 年度から令和 8 年度まで	32, 902

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自治会集会所改修事業	15,000	証書借入 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その 融通条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
交通安全施設整備事業	8,100			
過疎地域持続的発展特別事業	115,800			
健康交流センター整備事業	2,400			
火葬場施設整備事業	3,000			
ごみ処理施設整備事業	616,800			
合併処理浄化槽設置整備事業	2,700			
農山漁村発イノベーション等整備事業	135,000			
農業農村整備事業	141,800			
海岸保全施設整備事業	9,400			
小規模土地改良事業	2,200			
森林環境保全整備事業	36,200			
漁港整備事業	6,700			
水産基盤整備事業	26,600			
漁場基盤整備事業	2,700			
観光施設整備事業	6,500			

昭和の町施設改修事業	3,300			
道路整備事業	352,300			
橋りょう整備事業	71,800			
急傾斜地崩壊対策事業	56,600			
河川整備事業	18,200			
港湾整備事業	29,500			
消防防災施設整備事業	800			
消防防災設備整備事業	18,500			
防災情報伝達体制整備事業	5,700			
小学校施設整備事業	4,800			
文教施設長寿命化事業（小学校）	34,800			
中学校施設整備事業	1,700			
幼稚園施設整備事業	400			
文教施設長寿命化事業（幼稚園）	600			
公民館改修事業	3,300			
学校給食施設等整備事業	14,000			
計	1,747,200			

第2号議案

令和7年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算

令和7年度豊後高田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,962,306千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		387,981
	1 国民健康保険税	387,981
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
4 国庫支出金		10,616
	1 国庫補助金	10,616
5 県支出金		2,298,855
	1 県補助金	2,298,854
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		2,732
	1 財産運用収入	2,732
7 寄附金		1
	1 寄附金	1

(単位：千円)

款	項	金 額
8 繰入金		258,709
	1 他会計繰入金	240,298
	2 基金繰入金	18,411
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		3,208
	1 延滞金、加算金及び過料	2,204
	2 雑入	1,004
11 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		2,962,306

歳出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		32,371
	1 総務管理費	28,951
	2 徴収費	3,103
	3 運営協議会費	317
2 保険給付費		2,236,614
	1 療養諸費	1,911,211
	2 高額療養費	315,398
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		641,432
	1 医療給付費分	457,150
	2 後期高齢者支援金等分	141,965
	3 介護納付金分	42,317

(単位：千円)

款	項	金 額
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		36,951
	1 保健事業費	16,732
	2 特定健康診査等事業費	20,219
6 基金積立金		2,732
	1 基金積立金	2,732
7 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		2,204
	1 償還金及び還付加算金	2,202
	2 延滞金	1
	3 繰出金	1
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,962,306

第3号議案

令和7年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度豊後高田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ485,504千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		341,352
	1 後期高齢者医療保険料	341,352
2 使用料及び手数料		35
	1 手数料	35
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		143,583
	1 一般会計繰入金	143,583
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		532
	1 延滞金、加算金及び過料	19
	2 償還金及び還付加算金	510
	3 雑入	3
歳 入 合 計		485,504

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,531
	1 総務管理費	504
	2 徴収費	2,027
2 後期高齢者医療広域連合納付金		481,462
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	481,462
3 諸支出金		511
	1 償還金及び還付加算金	510
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		485,504

第4号議案

令和7年度豊後高田市介護保険特別会計予算

令和7年度豊後高田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,955,481千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		474,061
	1 介護保険料	474,061
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		775,441
	1 国庫負担金	476,898
	2 国庫補助金	298,543
4 支払基金交付金		770,669
	1 支払基金交付金	770,669
5 県支出金		446,954
	1 県負担金	422,835
	2 県補助金	24,119
6 財産収入		1,691
	1 財産運用収入	1,691

(単位：千円)

款	項	金 額
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		486,585
	1 一般会計繰入金	420,991
	2 基金繰入金	65,594
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		28
	1 延滞金、加算金及び過料	23
	2 雑入	5
歳 入 合 計		2,955,481

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		19,449
	1 総務管理費	2,454
	2 徴収費	3,164
	3 介護認定審査会費	13,831
2 保険給付費		2,768,417
	1 介護サービス等諸費	2,495,911
	2 介護予防サービス等諸費	100,227
	3 その他諸費	2,484
	4 高額介護サービス等費	70,792
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,980
	6 特定入所者サービス等費	90,023
3 地域支援事業費		155,420
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,101
	2 一般介護予防事業費	11,816
	3 包括的支援事業・任意事業費	69,503

(単位：千円)

款	項	金 額
4 基金積立金		1,691
	1 基金積立金	1,691
5 諸支出金		504
	1 償還金及び還付加算金	503
	2 繰出金	1
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,955,481

第5号議案

令和7年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算

令和7年度豊後高田市のケーブルネットワーク事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,993千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,228
	1 分担金	3,228
2 使用料及び手数料		125,571
	1 使用料	124,138
	2 手数料	1,433
3 財産収入		27,435
	1 財産運用収入	27,435
4 繰入金		102,336
	1 他会計繰入金	102,336
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,022
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1,021

(単位：千円)

款	項	金 額
7 市債		261,400
	1 市債	261,400
歳 入 合 計		520,993

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		143,361
	1 総務管理費	143,361
2 ケーブルネットワーク施設費		298,144
	1 ケーブルネットワーク施設整備費	298,144
3 公債費		74,488
	1 公債費	74,488
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		520,993

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報通信基盤整備事業	261,400	証書借入 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
計	261,400			

第6号議案

令和7年度豊後高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度豊後高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 6,552戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 1,900,000m ³ |
| (3) | 1日平均給水量 | 5,200m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | |
| ア | 水源設備拡張事業 | 25,000千円 |
| イ | 配水設備拡張事業 | 38,600千円 |
| ウ | 配水設備改良事業 | 30,700千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	321,121千円
第1項	営業収益	265,585千円
第2項	営業外収益	55,534千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	308,796千円

第1項	営業費用	298,108千円
第2項	営業外費用	9,087千円
第3項	特別損失	101千円
第4項	予備費	1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額132,499千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,963千円、過年度分損益勘定留保資金94,909千円、当年度分損益勘定留保資金27,627千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	34,846千円
第1項	企業債	1千円
第2項	負担金	34,845千円

支 出

第1款	資本的支出	167,345千円
第1項	建設改良費	95,912千円
第2項	企業債償還金	71,433千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 44,877千円

(他会計からの補助金)

第8条 支払利息及び児童手当のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,990千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,802千円と定める。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第7号議案

令和7年度豊後高田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度豊後高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------|
| (1) | 水洗化人口 | 10,120人 |
| (2) | 年間総処理水量 | 1,642,000m ³ |
| (3) | 1日平均処理水量 | 4,499m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | |
| ア | 污水管渠建設事業 | 192,010千円 |
| イ | 雨水管渠建設事業 | 425千円 |
| ウ | 処理場建設事業 | 28,506千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| 第1款 | 下水道事業収益 | 885,869千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 257,144千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 628,722千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 3千円 |

支 出

第1款	下水道事業費用	875,055千円
第1項	営業費用	834,295千円
第2項	営業外費用	38,245千円
第3項	特別損失	215千円
第4項	予備費	2,300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額247,898千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451千円、当年度分損益勘定留保資金247,447千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	337,064千円
第1項	企業債	214,700千円
第2項	工事負担金	10,494千円
第3項	他会計出資金	16,015千円
第4項	他会計補助金	1,664千円
第5項	国庫補助金	82,250千円
第6項	県補助金	741千円
第7項	投資償還等収入	11,200千円

支 出

第1款	資本的支出	584,962千円
第1項	建設改良費	223,172千円
第2項	固定資産購入費	1,101千円

第3項 企業債償還金	356,172千円
第4項 投資	4,515千円
第5項 過年度補助金等返納額	2千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	116,400千円	証書借入 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
資本費平準化債	98,300千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	71,441千円
-------	----------

(他会計からの補助金等)

第9条 事業運営のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、413,018千円である。

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 8 号議案

令和 6 年度豊後高田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度豊後高田市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751,244千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,402,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		44,673	975	43,698
	1 分担金	10,155	975	9,180
14 国庫支出金		3,109,416	203,778	2,905,638
	1 国庫負担金	1,886,512	24,840	1,911,352
	2 国庫補助金	1,216,132	228,618	987,514
15 県支出金		2,487,338	52,206	2,435,132
	1 県負担金	707,981	12,420	720,401
	2 県補助金	1,717,890	64,626	1,653,264
18 繰入金		1,955,515	157,544	1,797,971
	2 基金繰入金	1,953,512	157,544	1,795,968
20 諸収入		329,326	12,035	317,291
	4 雑入	225,958	12,035	213,923
21 市債		3,917,211	324,706	3,592,505
	1 市債	3,917,211	324,706	3,592,505
歳 入 合 計		22,153,877	751,244	21,402,633

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,929,603	114,966	2,814,637
	1 総務管理費	2,608,779	114,966	2,493,813
3 民生費		5,343,696	56,484	5,400,180
	1 社会福祉費	3,174,472	6,204	3,180,676
	2 児童福祉費	1,756,160	50,280	1,806,440
4 衛生費		2,305,040	152,378	2,152,662
	1 保健衛生費	581,643	42,441	539,202
	2 清掃費	1,723,397	109,937	1,613,460
6 農林水産業費		1,654,753	150,542	1,504,211
	1 農業費	899,928	119,917	780,011
	2 農地費	498,101	38,504	459,597
	3 林業費	201,234	7,879	209,113
7 商工費		1,214,043	0	1,214,043
	1 商工費	1,214,043	0	1,214,043
8 土木費		2,237,384	346,428	1,890,956
	2 道路橋りょう費	1,253,444	186,000	1,067,444

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	106,445	9,000	97,445
	6 住宅費	263,444	151,428	112,016
9 消防費		774,738	0	774,738
	1 消防費	774,738	0	774,738
10 教育費		1,352,708	2,572	1,355,280
	2 小学校費	232,310	2,572	234,882
	3 中学校費	135,049	0	135,049
	6 保健体育費	277,114	0	277,114
11 災害復旧費		1,629,269	0	1,629,269
	1 農林水産施設災害復旧費	927,087	0	927,087
12 公債費		2,447,659	45,986	2,401,673
	1 公債費	2,447,659	45,986	2,401,673
歳 出 合 計		22,153,877	751,244	21,402,633

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設等物価高騰対策事業	6,204
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰緊急支援金事業（令和6年度）	1,424
6 農林水産業費	1 農業費	農山漁村発イノベーション等整備事業	31,572
6 農林水産業費	2 農地費	農道保全対策事業	23,335
6 農林水産業費	2 農地費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	44,640
6 農林水産業費	2 農地費	地域農業水利施設保全対策事業	2,850
6 農林水産業費	3 林業費	森林環境保全整備事業（林道整備分）	30,060
7 商工費	1 商工費	長崎鼻観光施設整備事業	566,093
8 土木費	2 道路橋りょう費	過疎（道路）対策事業	33,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策事業（通学路緊急対策分）	125,769
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市構造再編集中支援事業	122,500

8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業（道路分）	28,692
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	8,400
8	土木費	6	住宅費	分譲宅地整備事業	27,951
10	教育費	2	小学校費	三浦小学校多目的教室改修事業	2,642
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	現年発生農林水産施設補助災害復旧事業	763,514
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	現年発生農林水産施設補助災害復旧事業（林道）	24,000
11	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設補助災害復旧事業	422,066
11	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設補助災害復旧事業（海岸施設）	13,000
11	災害復旧費	3	その他公共施設・公用施設災害復旧費	学校施設補助災害復旧事業	2,689
11	災害復旧費	3	その他公共施設・公用施設災害復旧費	文化財施設等災害復旧事業	10,533

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
特定災害対策緊急資金利子補給補助金 (令和 6 年台風 10 号分)	令和 6 年度から令和14年度まで	373
特定災害対策緊急資金利子補給補助金 (令和 6 年高温被害分)	令和 6 年度から令和14年度まで	5,412

第 4 表 地 方 債 補 正

変更 (単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
ごみ処理施設整備事業	1,267,800	証書借入 又は 証券発行	年 3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはそ の債権者と協定するも のによる。ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若しく は低利に借換えするこ とができる。	1,168,600	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
農山漁村発イノベーション等整備事業	189,400				118,100			
農業農村整備事業	137,100				125,200			
観光施設整備事業	569,000				581,100			
橋りょう整備事業	173,800				115,200			
分譲団地整備事業	55,500				13,800			
消防防災施設整備事業	2,400				4,200			
小学校施設整備事業	3,900				9,800			
文教施設長寿命化事業（中学校）	6,000				6,500			

学校給食施設等整備事業	4,900			5,000		
現年発生農林水産施設災害復旧事業	51,200			57,100		
臨時財政対策	18,710			19,404		

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
資源活用型地域活性化事業	60,000	
河川整備事業	9,000	

第9号議案

令和6年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度豊後高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支出			
第1款 水道事業費用	318,346千円	5,277千円	323,623千円
第1項 営業費用	298,016千円	2,906千円	300,922千円
第2項 営業外費用	18,729千円	2,371千円	21,100千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収入			
第1款 資本的収入	39,984千円	6,500千円	46,484千円
第3項 国庫補助金	0千円	6,500千円	6,500千円
支出			
第1款 資本的支出	168,607千円	△17,551千円	151,056千円
第1項 建設改良費	98,737千円	△17,551千円	81,186千円

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

第10号議案

令和6年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度豊後高田市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支出			
第1款 資本的支出	596,424千円	△12,500千円	583,924千円
第1項 建設改良費	230,765千円	△12,500千円	218,265千円

令和7年2月28日提出

豊後高田市長 佐々木 敏 夫